

豊後大野市議会議長 衛 藤 龍哉 様

豊後大野市長 川 野 文 敏



2022市民と議会の意見交換会における市民から市に対する意見・質疑について（回答）

令和4年12月21日付け豊大議第1221001号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 農地の地目変更について

農地の地目変更が難しいのはわかるんですけど何か、ちょっと使いたいとかいうのに、豊後大野市は厳し過ぎるんじゃないかなあという話をちらほら聞きますけど、皆さん、お考えはどうでしょうか。

なかなか地目変更ができないと、ここに、こういうものを立てたいんだけどとかですね、そういうのがなかなか、許可がおりないというのを聞くんですけど、お考えをお聞かせください。

（回答）

申請者から農地転用等の相談があった場合、国が作成した全国一律の許可基準に照らしながら、農業委員会定例総会において許可等の判断を行っております。

農業委員会としましては、農地を守る立場から、まずは農地以外に代替地はないか、転用の内容が周辺の農地の営農条件に支障がないか等を確認しながら申請を受け付けることになります。

このように、農地の地目変更につきましては、農地法に基づき審査しております、市の農業委員会で独自に許可を出すことはできません。また、許可等の判断が難しい案件につきましては県や農政局の指導を仰ぐ流れとなっていますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

2 個人情報の取り扱いについて

個人情報に関して、図書館での個人情報の扱いが悪かったので、それを指摘いたしましたところ、図書館の職員が、私に向かって「揚げ足を取るんですか」という言い方をするんです。個人情報というのは慎重にしないと、今からマイナンバーカードが保険証と一体化とか、すごくデリケートな部分なので、それを、私に向かって「揚げ足取りするんですか」っていう発想自体が、もう資質に欠けてると思います。

そういうことを市は、市の職員がそういうことをしていることを知ってるのかっていうところにすごく問題があると、課長には進言しましたけども。

(回答)

個人情報の取扱いにつきましては、ご指摘を受けた日に、貸出レシート及び本人確認書類の事案について図書館長以下、関係職員により協議を行いました。その後、図書館窓口業務の検証を行い、事例の多い市民生活課戸籍係の窓口業務を模範として、個人情報の取扱いについて、再度周知徹底したところです。

また、「揚げ足取り」の発言につきましては、後日、ご本人様が来館された際に謝罪を致しましたが、改めて大変失礼な言葉であったということを職場全体で再確認いたしました。

本市では、市民皆様からのご意見により、まちづくりを進めておりますので、今後それを抑制する対応につきましては厳正に対処してまいります。

図書館運営につきましては、管理者である図書館長の指導のもと、職員教育を徹底し、利用者の皆様に満足いただける図書館となるよう努めてまいります。

3 老人クラブ連合会に属していない組織への補助金交付について

今年の4月から、第四期の豊後大野市地域福祉計画というので、この中に、あの、今回は老人クラブに関することが、文言として入ってきたと、非常にありがたいんですけど、その前には、一切国もなかったからかしれませんけど、老人クラブの組織の運営のために、補助金を、市からいただいているんですけど、3年前に、老人クラブに入ってないところにも補助金が出たわけです。そういうことが、そこは、たまたま市の、市役所のOBが居まして、書類のつくり方すべて、熟知してましたので、その書類を出せば知っとかれるといった感じで。出した後に分かったものですから、非常にこちらとしては対応ができなかつたんですけど、その後、市長との懇談会を持ちましたけど、市長の方としては、申請要綱、補助金申請要綱に、老人クラブ以外にも出して悪いというふうに、書いてはいませんということなんんですけど。これはちょっとおかしいんじゃないかということで、今はもう3年目になりますけど、今度は11月の終わりに、市長、また相談をお願いするんですけど、老人クラブ、の連合会入ってないところに補助金を出すというのは、おかしいんじゃないかと言ふんですけど、県内もあるみたいんですけど、これは、老人福祉法を創った時の、趣旨とはちょっと違うんじゃないかなということで、老人クラブの連合組織ができる老人クラブ、福祉、老人クラブ福祉法ができたんですけど、それに該当せんとこができるということは、老人クラブの組織を運営するためには、非常に大変な逆効果を及ぼすことになりますので、この辺は市役所としても、こういうことが起こることを、やめるためには要綱に、連合会に加入して、連合会が代理で2000円ができるという文言を入れていただきたいということで、今回お願いするんですけど。

(回答)

老人福祉法第13条第2項において、「地方自治体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他當該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と定められています。

また、豊後大野市老人クラブ補助金交付要綱では、豊後大野市老人クラブ連合会は単位老人クラブにより構成された連合組織と定義しており、単位老人クラブを老人クラブ組織の基礎組織として位置付けているため、豊後大野市老人クラブ連合会に加入していない組織であっても、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を実施している場合は、単位老人クラブと認定しています。

以上のことから、豊後大野市老人クラブ連合会に加入しないことをもって補助金を交付しないことは、適切ではないと考えております。

市としましても、引き続き、単位老人クラブに対して豊後大野市老人クラブ連合会への加入を働きかけるとともに、新たな単位老人クラブの結成を促進するなど、会員数の増加に努めてまいります。

4 資料館展示の古民家の説明と原尻の滝の古民家との相違について

ココミオがあった場所はもともと歴史民俗資料館があって、その歴史民俗資料館が、三重町の市役所の向こう側に移されたわけです。その時に、茅葺きの民家の一部を移築したんです。で資料館に行ってみると、いろんな町村の史跡とか展示してあってですね、非常にきれいにしてあるわけです。資料館に行って、資料館で、こういうものがあるんだということを見て、その次は、実際に現地に行ってみて欲しいというふうな説明内容があったように思います。茅葺きが展示してあるから、じゃあ緒方町に行ってみようというふうになった場合、原尻の滝のところに行くわけです。そうすると今年の春ぐらいまで茅葺きだった民家施設が現在、板金で葺かれています。でき上がった姿を見るとですね、茅葺きではなくて板金ということで、ではいったいあれは何のための施設なのかというふうに思えてならないですね。資料館にせっかく、茅葺きの一部を作ったのに、現地に行ってみたら板金だった。これは資料館そのものの目的ともちょっと相容れないし、板金になったというのは、おそらく予算の関係だろうと思うんですけど、しかし、目的が達せられてない、というふうにあの出来上がった姿を見たらどうしても思えてならない。その板金に決まった経緯を教えてもらえばなと思います。

(回答)

原尻の滝にある古民家『滝の茶屋』の茅葺屋根につきましては、老朽化が著しく、強風が吹くと周囲に萱が飛び散る危険な状態にあったことに加え、小動物（イタチ、ネズミ、ヘビ等）が住みつき、その糞や抜殻等が落ちてくるなど衛生的にも問題がありました。

当該施設は、道の駅「原尻の滝」がテナントとして貸し付けており、これまで飲食店や雑貨店などが入居してきた経緯がありますが、現状では雨漏りの心配や衛生面の観点からテナントはもとより、観光客の休憩場所としても気持ちよく使用してもらうことが困難な状況であったため、萱の葺き替えも含めた改修を検討しました。

景観的には茅葺が好ましいものの、昔のように囲炉裏の煙で天井が燻される環境であれば虫や小動物等が天井に住みつくことはないと思われますが、今の使用環境では衛生管理が難しいこと、また補修できる職人が全国でも数人しかいないことから萱の葺き替えは工期的にも厳しいとの判断に至りました。

また、茅葺を断念したことでの瓦葺も検討しましたが、改修費用だけでなく今後の維持管理費用等も総合的に勘案し、極力周囲の景観を考慮しつつ今回の板金改修という判断に至ったところです。

5 朝倉文夫記念公園にある重機や朝倉響子作品への対応について

朝倉文夫記念公園の中には重機があります。あれはね、朝倉文夫が寄附してくれたのをそのまま野ざらしにしています。間違ひありません。あれはね、石碑があつてですね、復元したとあります。復元じやありません。あれは野ざらしです。それはそういう会社におつたからわかる。それともう一つは、朝倉響子の作品がですね、5年間にわたってカバーかけられましたね。びっくり仰天しましたよ。すったもんだして、あれは外れました。外れてもう1年間経ちます。あそこに行ってみてください。何の標識もありません。誰から寄付したかも標識もありません。そんな事じやですね、やっぱり県と共に催したね、あそこの朝倉記念公園は一体何なのかなという感じはしますよ。

(回答)

①朝倉文夫記念公園に設置した重機について

朝倉文夫記念公園に設置している重機につきましては、朝倉先生自身が公園建設計画を推進する中で、昭和37年に地元に寄贈されたもので、その当時、土地を造成する際に実際に使用されていたものです。

その後は、朝地町が計画を引き継ぎ、公園が完成しましたが、この重機を日立製作所の協力を得て復元し、朝倉先生が構想した公園計画のシンボルとして、平成2年に現在の位置に設置しました。その際、造園設計者の意見も踏まえ、公園の景観を損ねないよう、重機には建屋や覆屋といった屋根は設置しませんでした。

しかしながら、現時点において当該重機の塗装や洗浄等が行き届いていない状況であることから、他の屋外彫刻を含めた展示物のメンテナンス等について今後のあり方を検討してまいります。

②朝倉響子作品について

朝倉響子先生の作品に5年間カバーを掛けていたことにつきましては、作者のご遺族から作品公開の承諾を得ていない段階だったため、必要な措置でした。

また、作品の標識につきましては、環境と作品との調和に配慮される作者の意向もあり、目立たないよう、台座に銘板を埋め込む形で、作品名、制作年、作者名、寄附者名、寄附年月の表示を行ってきたところです。

今後は、今回のご意見も参考にしながら、より良い表示について検討してまいります。

6 リバーパーク犬飼へ至る市道の利用促進のための除草・整備について

リバーパーク周辺には山忠などの誘致された会社があり、若い人も勤務していますが、リバーパークの川沿いの道は、桜があつてもカズラが巻いていて良く見えず、道も狭い方なのに草が凄くて夏場はほぼ通れない。せっかくの良い道も、通れなければ、山忠などの会社の人達も通って帰ることもできない。川沿いの道をいつでも通れるようにしてもらいたいのですが、どこに言えばいいのかわかりません。

(回答)

当該路線「市道津留・舞田線」につきましては、毎年1回の除草作業に加え、今年度は支障木伐採作業を実施したところです。

市道の安全確保は管理者として大事な責務でありますので、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、市道に係る要望等につきましては市役所建設課にご連絡いただきますようお願ひいたします。